

○第197回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成28年11月28日（月） 14：03～17：24

議事概要

（1）動物用医薬品（酢酸メレンゲステロール）の食品健康影響評価について

審議の結果、酢酸メレンゲステロールの一日摂取許容量（ADI）を0.025 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

- * 酢酸メレンゲステロール：合成ホルモン剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。